▲市からのお知らせ



小型特殊自動車のナンバー登録はお済ですか?

○乗用装置を有し、次に該当する小型特殊自動車は、 軽自動車税のナンバー登録が必要です。

構造及び原動機	最高速度及び大きさ	年税額
農耕トラクタ、農業用薬剤散 布車、刈取脱穀作業車、田植 機等	最高速度35km/h未満のもの	1,600円
フォークリフト、ショベル ローダ、タイヤローラ、ロー ドローラ、グレーダ、ロード スタビライザ、林内作業車、 草刈作業車等	長さ4.70m以下、幅1.70m以 下、高さ2.80m以下に該当する もののうち、最高速度15km/h 以下のもの	4,700円

- ・軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の 小型自動車(以下「軽自動車等」という。)の所有者に対し、軽自動車 等の主たる定置場(駐車場)所在の市町村が課税します。
- ・軽自動車等の所有者は、阿蘇市税条例第87条に基づき、軽自動車等の所 有者となった日から15日以内にナンバー登録の手続きをしなければなり ません。
- ・お手続きの際は、印鑑、販売(又は譲渡)証明書をお持ちのうえ、税務 課又は各支所窓口までお越しください。
- ・正当な理由がなくてナンバー登録の手続きをしなかった場合は、10万円 以下の過料に処されることがあります。

用に供されないもの 適正な賦課徴収を図るた 税務課では、 道 軽 路にお が必要です。 自 動 い場、 車 軽自動車 いて運行の 税 の であ ナン 使用

> めて 務課までご連絡ください。 自動車がありましたら、 て、 の付いてい お近くにナンバ ない小型特殊

未登録車 叮 蘇 市 内 両の調査を進 全域に お 11

て

み

現



税務課 市民税係 ☎22-3148 55-3148 《問い合わせ》

外国人住民の住民基本台帳制度がスタート

日本人と外国人とで構成される世帯 全員が記載された証明書(住民票の 写しなど)が発行可能になります。



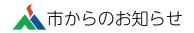


在留資格や在留期間の変更につい て、従来、地方入国管理局と市町村 の両方に必要だった届出が地方入国 管理局のみへの届出で済みます。

住民基本台帳法の一 部を改正する法律により、外 国人住民にも住民票が作成される ことになりました。

これにより、外国人住民の方々の利便 性の向上や市町村などの行政の合理化 を図ることができるようになります。 この法律が施行されるのは平成24 年7月9日月です。同時に外国人登 録法は廃止になります。

- ○この記事へのお問い合わせ 外国人在留総合インフォメーションセンター (平日8:30~17:15)
 - ☎0570-013904 (IP電話・PHS・海外からは☎03-5796-7112)
- ○住民基本台帳法における転入・転出・転居届については 市民環境課 戸籍年金係 ☎22・3135



※年金事務所必着となるよう

年3月分) は8月末まで

にお早めにお申し込みくだ

2 5 0 3 0 務

6 9 所

7

6

※平成2年度分から1年前納

します。

安心

ご希望の場合、2月末まで

にお申し込みお願いします。

②下期6ヶ月分(10月分~翌

末まで

が 国民年金保険料の納付は 「口座振替|

"便利" "お得" で です!

> は「)申込方法 口座振替申出書 所轄の年金事務所(熊本東 「口座振替」をお勧めします。 に必要な事項を記入・押印 (金融機関の届出印) し、 便利で簡単、 安心

|民年金保険料の納付

※保険料は一定期間をまとめ

て前払い

(前納)

すると割

申出書 郵送ください。また、金融 年金事務所)に持参又はご 市役所及び各支所、銀行な ても結構です。 機関窓口にご提出いただい 口座振替申出書は

その他 らにお得になります。 引があり、とってもお得で ていただく必要はありませ 方) は、毎年お申し込みし き第1号被保険者である 前納されている方(引き続 に合わせて変更させています。) 引金額は各年度の保険料額 前納を利用すると割引がさ す!また、口座振替による すでに口座振替で

その 他

問い合わる し り 所市民環境 い内容に ての 役 せ お

課又は熊本 までお願 金 3 事 7 自動引き落としで納め忘れの心配がありません!

東

年

①1年度分及び上期6ヶ月分

(4月分~9月分) は2月

申込期限

前納のお申し込

ります。

所) 等に備え付けられてお 事務所(熊本東年金事務 どの金融機関、所轄の年金

みは・・・

·度の手続きでOK。手数料もかかりません! 金融機関に行く手間と時間が省けます!

☎22-3135 5 5 - 3135 《問い合わせ》 市民環境課 戸籍年金係

さい。

すので領収書をご持参下

付確認後の交付となりま

課または各支所窓口で納 ましては、本庁健康福祉

に納付された世帯につき

す。)

平成2年3月1日以降

informatic

1 在お持ちの保険証

(保険証) 国民健康保険被保険者証 が更新されます

送する予定です。

れた保険証を3月末に郵 からご使用になる更新さ いる世帯を対象に、4月

きます。) 窓口で交付させていただ 証を市役所または各支所 る方につきましては、 納税相談をされており、 ていますので、お早めに では随時納税相談を行っ 来通り納付後に短期保険 計画通りに納付されてい ご相談下さい。 (すでに 従

付が困難な場合、市役所 また、 納期限までの納

平成23年度国民健康保険税第10期 の納期限(2月29日)が近づいてい !保険税の納め忘れはありま せんか?納税期限の遵守にご協力お

納税相談のお問い合わせは税務課 (**222-3148**) まで。

※医療機関等にかかる場合 する予定です。 月末に保険証と一緒に郵送 新たな高齢受給者証は3 者証を一緒に窓口へ提示 は必ず保険証と高齢受給 して下さい。

平成25年3月31日までは引 医療機関にかかったときの 変更になることがありま れることになりました。 き続き「1割」に据え置か 窓口での自己負担割合が 基準額を超えた場合などは ●高齢受給者証について 「1割」の方については (ただし、23年分の収入が 70歳から74歳までの方が

保険税が全て納付されて 度10期分までの国民健康 なっています。平成23年 成24年3月31日までと

57-3167 **☎**22-3167 《問い合わせ》 健康福祉課 国民健康保険係

願いします。